

令和4年9月美作市定例教育委員会会議録

開催期日	令和4年9月28日(水)	開催場所	作東総合支所 2階 応接会議室	
開会時間	午前10時00分	閉会時間	午前10時34分	
出席委員	教育長	福田昌弘	職務代理者	平田邦義
	委員	岡本美幸	委員	万殿貴志
	委員	山本敏子		

会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
教育次長	宮前 聖		
学校教育課長	井口 博文	社会教育課長	春名 徹也
教育総務課課長補佐	黒藪 美幸	教育総務課課長補佐	大坊 哲也
学校教育課長補佐	大辻 慎一郎	社会教育課課長補佐	山本 哲
教育総務課係長	河本 俊介		

日程 第1 開会

午前10時00分、9月定例教育委員会を開会する。

- ・河本係長、失礼します。それでは、ただいまから令和4年9月美作市定例教育委員会を開催いたします。「日程第2教育長あいさつ」福田教育長よりご挨拶をお願いいたします。

日程 第2 教育長あいさつ

- ・福田教育長、おはようございます。9月の定例教育委員会について、皆さん全員出席ということで、教育委員会を開催したいと思います。

今週からコロナ感染者のカウントがこれまで市町村ごとに発表されておりましたが、それぞれの市町村を管轄する保健所ごとへ変わったことから、事務量が減ってきたと思います。それぞれの感染対策を行ったうえでの行事等についての学校現場の対応については、これまで通りの対応を行っています。

新採用教員、保育士等で指導力不足の傾向があり、休職、退職に至るケースもあります。倍率が低い中での採用となっており、多少の力不足の方も採用しなければ全ての配置ができない状況です。現場では、復帰に向けてできる限り全職員挙げて取り組んでいるところでありますが、一朝一夕にはいかないところもあります。

以上、近況報告としまして、開会のあいさつとさせていただきます。

- ・河本係長、ありがとうございました。これより先の進行につきましては、福田教育長よりお願いいたします。

日程 第3 会議録署名委員の指名について

- ・福田教育長、会議録署名委員に岡本委員を指名する。

日程 第4 教育長の報告

- ・福田教育長、今回はございません。

日程 第5 議案審議

- ・福田教育長、議案第17号から議案第20号につきましては、公開予定となっております。

「議案第17号 美作市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則について」教育総務課より説明をお願いします。

- ・黒藪補佐、「議案第17号 美作市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則について」説明させていただきます。

東粟倉小学校の閉校及び東粟倉幼稚園の閉園に伴う例規の改正となります。これに関して、全部で7件の例規の改定があります。その中で市長部局に関する例規が2件ございまして、「美作市立中学校、小学校及び幼稚園に関する条例」、「美作市遠距離通学費補助金交付要綱」の改正については、市長部局においてすでに承認をいただいております。

また、「議案第17号 美作市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則について」は、美作市教育委員会公印規則、美作市立学校の通学区域及び就学に関する規則、美作市スクールバス運行規則及び美作市立幼稚園規則を含んだものとなっております。資料1により説明する。

- ・福田教育長、それでは説明が終わりましたので、この件に関しまして、ご質問等ございましたら、よろしくをお願いします。

- ・平田委員、美作市スクールバス運行規則の中で古町の一部というところがありますが、これは新たに乘れるようになったのか、もしくは別の路線で乗っていたのですか。

- ・宮前次長、古町の一部（尾崎団地）は、大原小学校線で考えておりましたが、東粟倉へ行くバスと一緒に乗せるということで切り替えるということです。

- ・福田教育長、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第17号につきまして、承認してよろしいでしょうか。

- ・各委員、よろしい。

- ・福田教育長、それでは異議なしと認め、議案第17号を承認いたします。

「議案第18号 美作市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示について」教育総務課より説明をお願いします。

資料2により説明する。

- ・福田教育長、それでは説明が終わりましたので、この件に関しまして、ご質問等ございましたら、よろしくをお願いします。

- ・福田教育長、それではご意見がございませんので、議案第18号につきまして、承認してよろしいでしょうか。

- ・各委員、よろしい。

- ・福田教育長、それでは異議なしと認め、議案第18号を承認いたします。

「議案第19号 美作市指定重要文化財（讚甘神社本殿）の指定について」社会教育課より説明をお願いします。

- ・春名課長、提案理由としましては、令和3年12月22日に開催した定例教育委員会において、美作市文化財保護条例第3条第3項の規定に基づき、美作市文化財保護委員会に諮問した美作市重要文化財の指定について、美作市文化財保護委員会の意見がまとまり、答申があったので、別紙答申内容のとおり決定するもの。

資料3により説明する。

- ・福田教育長、それでは説明が終わりましたので、この件に関しまして、ご質問等ござ

いましたら、よろしくお願いいたします。

- ・福田教育長、それではご意見がございませんので、議案第19号につきまして、承認してよろしいでしょうか。

・各委員、よろしい。

- ・福田教育長、それでは異議なしと認め、議案第19号を承認いたします。

「議案第20号 美作市指定重要文化財（三面神像）の指定について社会教育課より説明をお願いします。

- ・春名課長、提案理由としましては、令和4年2月24日に開催した定例教育委員会において、美作市文化財保護条例第3条第3項の規定に基づき、美作市文化財保護委員会に諮問した美作市重要文化財の指定について、美作市文化財保護委員会の意見がまとまり、答申があったので、別紙答申内容のとおり決定するもの。

資料4により説明する。

- ・福田教育長、それでは説明が終わりましたので、この件に関しまして、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

- ・福田教育長、それではご意見がございませんので、議案第20号につきまして、承認してよろしいでしょうか。

・各委員、よろしい。

- ・福田教育長、それでは異議なしと認め、議案第20号を承認いたします。

議案第21号につきまして、美作市教育委員会会議規則第13条により委員の皆様にお諮りします。

議案第21号につきましては、美作市教育委員会会議規則第13条第1項第1号にある「人事に関する事」であることから、非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

・各委員、よろしい。

- ・福田教育長、それでは、議案第21号については、非公開案件とさせていただきます。議案第21号 美作市立学校教職員の行政措置について

【美作市教育委員会会議規則第13条第1項第1号に該当するため、非公開】

- ・福田教育長、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第21号につきまして、承認してよろしいでしょうか。

・各委員、よろしい。

- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第21号を承認いたします。

- ・福田教育長、それでは、非公開案件の議案が終了いたしましたので、非公開を解きます。

日程 第6 その他、

- ・福田教育長、日程第6その他に入らせていただきます。次回の定例教育委員会の開催について。

- ・宮前次長、次回の定例教育委員会ですが、10月26日、水曜日、午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

- ・福田教育長、それでは次回の定例教育委員会は10月26日、水曜日、でお願いいたします。

日程 第7 閉会

- ・福田教育長、午前10時34分、9月定例教育委員会を閉会する。

会議記録者 氏名	教育総務課 河本俊介	会議録 署名	教育長 福田昌弘 委員 岡本美幸
-------------	---------------	-----------	---------------------